

「新型コロナウイルス感染症対策の強化について」

1	実効性ある感染拡大防止対策の強化	2
2	社会経済活動の再開につながる検査体制の強化	3
3	命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化	3
4	感染防止対策に資する物品類の市場供給	5
5	水際対策の強化	5
6	避難所における感染症対策への支援	6
7	円滑な火葬の実施体制の確保	6
8	地域経済への影響を踏まえた対策の実施	7
9	学校の臨時休業等教育現場への対応	10
10	社会全体のデジタルトランスフォーメーションの推進	12
11	風評被害を防止し、人権を守るための対策の徹底	13
12	地方財政への十分な支援	14
13	地方自治体の事務執行等への配慮	15
14	感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援	15
15	各種支援制度に係る特例措置等の恒久化	15
16	防疫体制の整備等	15
17	防疫対策を踏まえた分散型国土の形成	16

新型コロナウイルス感染症対策の強化について

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国湖北省武漢市において確認されて以降、世界全体に拡大し、日本国内においても複数の地域で感染経路が明らかでない事例やクラスター（集団）が確認されるなど、多くの地域で感染が拡大した。

2020年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県を対象に発令され、外出自粛や休業要請など徹底した行動変容を余儀なくされた。

その後の国民の一丸となった取組により、全国的に新規感染者数の減少が見られたため、5月14日には一部の地域を除き緊急事態宣言が解除され、対策の強度を一定程度緩めることが可能となっていたが、7月に入ると感染は再び猛威を振るい、都市部において新規感染者が急増するとともに、多くの都道府県で毎日のように新規感染者が判明するなど、極めて厳しい感染状況となった。9月末現在において、新規感染者の増加は全国的にやや鈍化しているものの、引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められることとなる。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、業種・規模を問わず、企業等に広がっており、売上や受注の急減、生産活動の停滞、失業者の増加など、地域経済に与える影響は、深刻さを増している。

地方自治体においては、この国家的な危機の打開に向けて、感染拡大防止等に全力を挙げて取り組んでいるところであり、国においても、従来の手法・手順にとらわれることなく、地方自治体との十分な連携により、徹底した感染拡大防止、重症者対策を中心とした医療提供体制の構築、社会・経済への影響の最小化等に引き続き全力を挙げるよう、次の事項について提言する。

1 実効性ある感染拡大防止対策の強化

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症対応では、国と地方の役割分担や私権制限などについて課題が指摘されている。これらの課題に対応するため、感染症に対する国の基本的な対応方針や理念なども盛り込んだ感染症に関する基本法の整備等を検討すること。
- (2) 緊急事態宣言を再指定又は解除するにあたっては、データとエビデンスを詳細に示すとともに、決定過程を開示することで透明性を確保し、国民の安心につなげること。
- (3) 感染拡大第一波における施策の分析・評価・検証を行い、その結果等について、エビデンスとともに示すこと。
- (4) 今後、住民の継続的な協力のもと、感染拡大を防止しながら経済活動を正常化していくため、これまでの疫学調査を基に、行動類型に応じたリスク評価を実施するとともに、感染した状況などの情報を分かりやすく公表し、国民に周知すること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行っても協力が得られず、同法第45条第2項の規定による要請や同条第4項の公表を行ってもなお営業を継続する事業者が存在することから、協力に応じた事業者への補償・支援の一層の充実を図り、また、こうした補償・支援を特別措置法に位置付け、国の財源措置のもとに実施できるようにするとともに、都道府県知事の指示に従わない場合の罰則を設けるほか、全国チェーン等への国による働き掛けなど、法制度も含め実効性を担保する措置を講ずること。
- (6) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースが多発しており、要請・指示に従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するための法的措置を設けるなどの改善を図ること。

- (7) 旅館業法第5条の宿泊拒否の制限について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時等、感染拡大防止のためにやむを得ない場合にあっては、宿泊施設で弾力的な運用ができるよう、法改正を含め制度の見直しを検討すること。
- (8) 感染拡大防止と社会経済活動を両立させるため、県境をまたいだ移動や観光について、専門家の意見を踏まえ、国として戦略を早期に策定し、方針を示すこと。また、策定した方針を基本的対処方針に明記し、国が責任をもって必要な対策を講じること。
- (9) 社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症の発生により休業要請を受けて休業した場合には、補償が受けられるよう措置を講じること。
- (10) 指定感染症の運用見直しにあたっては、各都道府県が裁量を活かし、感染拡大を食い止めている実情を踏まえ、地方の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。

2 社会経済活動の再開につながる検査体制の強化

必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬を調達・確保するとともに、東京に集中している民間のPCR検査機関を地方へ拡充するなど、検査体制の強化に必要な支援措置を講じること。

また、検査体制強化に伴うPCR検査等の公費負担についても、地方負担分は全額国の責任において財政支援を行うこと。

3 命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化

- (1) 感染症指定医療機関などにおける受入体制を強化するために、医療機器や医療物資の確保など医療従事者が安心して従事できるよう支援

を速やかに行うこと。

一時期に比べ、医療機関等における在庫不足は緩和されつつあるが、一部の物資については依然として在庫不足の状況であるため、引き続き、国の責任において、十分かつ継続的な確保を行うこと。

また、医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための更なる財政措置を速やかに講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、受診控え等により経営が悪化している医療機関に対し、安定的な経営を確保するための更なる支援を行うこと。
- (3) 空床確保に対する国の支援制度では、専用病床を病棟単位で確保するなど一定の要件を満たす医療機関を「重点医療機関」とし、補助単価について、更なる引上げがなされた一方で、それ以外の「一般医療機関」は、補助単価が据え置かれているが、単価に格差をつけることは経営上の問題に直結し、ひいては病床確保に支障を来すことになりかねないことから、必要な予算の確保と実態を踏まえた支援制度の拡充を行うこと。
- (4) 秋、冬のインフルエンザ流行期等を見据え、医療機関が、感染拡大防止のために施設を改造する際の経費についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とすること。
- (5) 令和2年度補正予算で措置された医療機関、介護・障害福祉サービス施設、事業所に勤務する職員に対する慰労金について、最近の感染拡大の状況を踏まえ対象期間を延長すること。また、慰労金の対象となっていない児童福祉施設、放課後児童クラブ等に勤務する職員にも拡大すること。
- (6) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護保険の居宅サービス事業所や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設において、サービス

の利用控え等により、厳しい経営状況におかれていることを踏まえ、地域における福祉サービスの提供体制を維持するため、報酬減少相当額等を補填する制度を創設すること。

- (7) 国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報提供を行うとともに、国内の研究機関・製薬企業に対し、治療薬・ワクチンの早期開発、製品化に向けて幅広く活用できる基金創設などの資金支援や、有用性が示されている治療薬の迅速な導入を図ること等により、治療薬やワクチンの迅速な開発・配備に努めること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策の長期化が想定されることから、季節性インフルエンザと同時流行する局面に備えて、次年度以降の分も含め、インフルエンザワクチンの十分な供給量の確保及び供給時期の早期化を行うこと。

4 感染防止対策に資する物品類の市場供給

一時期と比べると緩和されつつあるが、一部の物資については依然として市場供給が十分ではないため、必要としている施設への優先配布や購入に係る補助事業の継続、補助対象の拡大並びに生産体制強化に向け、必要な許認可手続の迅速化を図るなど更なる支援を行い供給の正常化を図ること。

5 水際対策の強化

- (1) アフターコロナ時代における人的交流の拡大を見据え、地方の空港、港湾における水際対策を確実に実施するための検疫及び検査体制を継続・強化すること。
- (2) 今後、段階的な入国制限の緩和に伴い、入国者・帰国者の増加が想定されるため、国内すべての国際線が就航する空港で、新たな検査手法の

導入等による検査能力の飛躍的な拡充を図ること。

また、検査結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、そのための十分な収容能力を確保すること。

加えて、陽性、陰性に関わらず、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

(3) 新たに入国する外国人に対して、入国時に多言語かつ分かりやすい表現で、日本滞在中の感染防止対策徹底の啓発を強化すること。

(4) 成田、羽田、関西の3空港を対象に体制確保が進められている、ビジネス上必要な人の往来に係る入国時の検査について、中部国際空港や航空会社から運航の要望があるその他の空港についても、そのために必要となる検査体制を拡充すること。

その際には、中国（香港及びマカオを含む）及び韓国からの旅客便を中部国際空港や航空会社から運航の要望があるその他の空港に到着できるようにすること。

6 避難所における感染症対策への支援

避難所における感染症のまん延を防止し、また、避難の必要な住民が躊躇し、逃げ遅れることのないよう、避難所での感染を予防するための資機材の整備に対する財政支援など、避難所を運営する市町村への十分な支援措置を講ずること。

7 円滑な火葬の実施体制の確保

地方自治体及び民間事業者による遺体の搬送、火葬が円滑に行われるよう、感染防止資材の安定した流通量の確保、購入に係る財政的支援を行う

こと。

8 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

- (1) 地域経済への影響を最小限にとどめるため、政府の経済対策・緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者、中堅・大企業、農林漁業者、NPO法人等に対する支援策や雇用対策について、必要とする事業者に必要な支援が行き渡るよう、制度内容の周知徹底を行うとともに、「持続化給付金」・「家賃支援給付金」などの制度の大胆な手続の簡素化に加え、申請から支給決定までの標準期間の設定など、迅速かつ的確な実施を図ること。

また、感染拡大局面に備えた対応や新型コロナウイルスと共生する社会経済活動の実現に向けて、各種支援制度の更なる延長や拡充を図ること。

特に、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう、新型コロナウイルス感染症の収束までの間、必要な対策を講じるとともに、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図ること。

- (2) 「持続化給付金」の上限額の引き上げ、複数回の給付、売上げ要件の緩和、支給対象の拡大、事業単位での給付も可能とするなど現場のニーズに応じた弾力的な運用を行うこと。
- (3) 「雇用調整助成金」については、度重なる制度の拡充・緩和等により、制度自体が複雑で分かりづらくなっていることから、概算払いの導入や「持続化給付金」のような定額支給制を検討するなど、制度の抜本的な見直しを行った上で、制度を恒久化すること。
- (4) 「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、予備費の追加支出が決定されたが（予備費充当後の予算額約3,060億円）、いまだ補助希望額（先行採択分を除き、約1兆7,640億

円)とは大きな乖離がある。設備投資を決断した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮されることから、更なる予算枠の拡充を図るとともに、地方の生産拠点機能の強化を図る観点からも、来年度以降も継続し、長期的に活用できるようにすること。

- (5) 「地域企業再起支援事業」について、より多くの事業者が事業継続・再起に向けた取組を行えるよう、次年度においても事業の予算化を図ること。
- (6) 事業活動やイベント等の開催の自粛要請等により休業した、中小企業・小規模事業者をはじめ、フリーランスを含む個人事業主等に対する不公平のない損失補償制度の創設や協力金の制度化、民間金融機関を活用した融資の更なる拡充など、雇用の維持と事業の継続のため、必要な支援を行うこと。
- (7) 当面、新型コロナウイルスと共生する社会経済活動が不可欠となる中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の、新しい生活様式に対応した設備等の導入など、事業継続に向けた感染防止対策への支援措置を継続的かつ積極的に講じること。
- (8) 地域の置かれた状況の変化に的確に対応し、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じること。

また、雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。

- (9) 鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等の公共交通機関は、緊急事態宣言解除後も厳しい利用状況が続いている一方で、国民生活の安定、生活の足を確保する観点から事業を継続している。

また、社会経済活動の回復に向けては、三つの密を避け、人と人との距離を確保することが重要であるため、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備についても促進していく必要がある。

「新しい生活様式」に対応しつつ、地域公共交通を維持するため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、強力な支援措置を講じること。

- (10) 業績が急激に悪化している中部国際空港株式会社等が、引き続き安全で安定した空港運営を行えるよう、必要な支援を行うこと。
- (11) 航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社等に対する追加の支援措置を講じるとともに、令和2年度までとなっている訪日誘客支援空港の支援制度の継続及び支援策の拡充を行うこと。
- (12) 観光関連産業の厳しい経営状況を踏まえ、事業継続などに必要な支援を行うとともに、観光需要の本格的な回復に向けた対策や体質強化に向けて必要な支援策を講じること。

また、国を挙げて取り組んできたインバウンド需要の復活にあたり、水際対策の徹底はもとより、訪日外国人旅行者や国民の不安の払しょくが課題となることから、今後の具体的な対策や手順を示すこと。

- (13) 観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go Toキャンペーン事業を現行の期限で終了することなく、特に、令和元年度東日本台風や例年になく雪不足、令和2年7月豪雨等の影響を受けている地域の状況も踏まえ、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。
- (14) 経済活動の再開に不可欠となる国際的な人の往来再開にあたっては、出国者向けPCR検査証明書発行施設の確保などビジネス旅客を始めとした渡航者の利便性向上を図ること。
- (15) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生など非常時における事業継続性の確保を図るため、テレワークやワーケーション、時差出勤などの柔軟な働き方の取組に対する支援の一層の充実を図ること。

また、コワーキングスペース、サテライト・オフィス、宿泊施設及び観光施設などでのテレワークやワーケーション受入環境整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。

- (16) 有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢のさらなる悪化が懸念されているため、業種間での労働移動の促進策などを講じてもなお離職者の雇用機会を公が緊急に創出する必要がある場合において、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、雇用の受け皿を確保することができるよう、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を創設すること。
- (17) 企業が労働者を休業させた場合、法律の定めに基づき、平均賃金の60%以上を休業手当として支払う義務が発生するものの、都道府県知事が感染者及び濃厚接触者に対して入院勧告又は外出自粛を要請した場合には、「使用者の責めに帰すべき事由」にあらず、休業手当を支払う義務が発生しないため、休業を余儀なくされ、所得が減少した労働者に対して、経済的支援を行う制度を創設すること。
- (18) アフターコロナ時代に必要となるデジタル技術等に、産業界がスムーズに対応できるよう、情報発信や人的・財政的な支援の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ「新しい生活様式」の定着にも資するSociety5.0を実現する技術の活性化及びそれらの後押しする自治体の取組みへの支援を充実させること。

9 学校の臨時休業等教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国一斉の臨時休校を契機に、全国で実施されたオンライン教育の成果と課題について検証を行うとともに、地方自治体が感染の状況に応じて、オンラインでの在宅授業などの取組が進められるよう、遠隔授業における様々な要件の緩和や見直しを行うこと。

- (2) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、義務標準法の改正により少人数学級を早期に拡充すること。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を講じること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた、子どもの心のケアや家庭環境の支援のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。

- (4) 学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となり、また、再度の感染拡大による今後の臨時休業時の備えをしておく必要があることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。

また、オンライン教育用の教材にかかる著作権への対応、特に、著作物の使用にかかる補償金制度について、地方の負担を伴わない制度を恒久化すること。

- (5) 学校給食を休止した場合、売上げの減少に加え、自宅待機となっている従業員の人件費や設備の維持管理が大きな負担となるため、学校給食関連事業者の損失に対する総合的かつ継続的な支援を行うこと。

- (6) 家計急変により、経済的困難が生じた学生に対する授業料減免及び奨学金（給付型・貸与型）について、迅速な認定が行われるようにするとともに、授業料の支払いを免除・猶予する高等教育機関への支援を継続すること。

また、学生の学ぶ機会が失われないよう学生に対する支援制度の充実を図ること。

さらに、高校生等に対する就学支援金については、年度途中の家計

急変にも対応できるようにするなど、児童・生徒の学ぶ機会をしっかりと確保できるよう、支援の充実を図ること。

- (7) 感染症対策を実施する高等教育機関が、必要とする設備や機器を確保するとともに、メンタルケアなど学生への支援を十分に実施できるよう、「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助金」、「独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金」の追加配分や「私立大学等経常費補助金（特別補助）」の大幅増額、補助制度の充実を行うとともに、補助制度の弾力的運用による事務負担の軽減を図ること。

また、公立大学に対しても、設置者である地方自治体に対し、地方交付税措置の増額による支援を図ること。

10 社会全体のデジタルトランスフォーメーションの推進

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として顕在化したデジタル化の遅れを解消し、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進するため、デジタル庁の創設にあたっては、官民間問わず能力が高い人材を集め、国民がデジタル化の利便性を実感できる社会の実現をめざすととともに、国際協調の窓口としての役割を担う、世界に伍する組織づくりを図ること。

さらに、社会全体のデジタル化をリードするため、デジタル化・情報通信等の関連政策を一体的に所管し、標準化や国際展開等も含めた施策や予算措置を迅速に推し進める強力な司令塔組織とすること。

- (2) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の改正により、国・地方・民間の役割分担や国による支援の方向性などを盛り込んだデジタル社会実現に向けた明確なビジョンを示した上で、国が策定する「自治体DX推進計画」において、全ての行政手続の原則オンライン化、押印の廃止等を行うことを明示するとともに、これに必要な法改正等を速やか

に実施するなど、同計画に基づくデジタル・ガバメントの構築を推進すること。

また、データ利活用の観点からの個人情報保護法制の見直し、セキュリティ対策の強化を図るほか、携帯電話料金の大幅な引き下げの実現などデジタルデバイド対策を拡充すること。

- (3) デジタル化に向けた取組への財政的支援や取組の推進に必要な人材育成や確保への支援を行い、デジタル化の推進に関して、課題解決の方向性や各種施策等の検討に際して国と地方が協議する場を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

11 風評被害を防止し、人権を守るための対策の徹底

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の治療にあたる医療機関、医師、看護師及びその家族が偏見や差別などに苦しむことがないよう風評被害の防止を徹底すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、感染症に関する正しい知識が国民の間に十分に浸透しておらず、不安が払拭されないことから、デマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷など、人権が脅かされる事例が横行しており、国と地方が連携して継続的な広報や教育・啓発を実施するとともに、相談体制の整備等、偏見・差別被害者に寄り添った支援や、インターネット上の差別的な書き込みの削除を可能とする法的措置も含めた実効性のある対策の整備などを行うこと。さらには、人権侵害行為の禁止や対策等の感染症法等法令への位置づけ、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」の見直しも含め、対策を強力に講じること。

また、感染者が発生した場合の情報公開の内容等によって偏見・差別等を招くおそれもあることから、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

12 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関等が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、必要な経費全額を負担するとともに、地方交付税を含め必要な資金を早期に交付し、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずるなど、機動的な財政出動を行うこと。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、速やかに予備費の支出を行い交付金の増額を図るとともに、用途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、感染状況、経済・雇用情勢等に応じて、地方が迅速かつ的確に対策を講じることができるよう、令和3年度以降においても、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について積極的に措置すること。

- (3) 経済活動の低迷に伴い、大幅な地方税の減収が見込まれるため、地方交付税の増額や減収補填債の対象範囲の拡大など、地方財政を支援するための万全の措置を講ずること。

また、休業等に伴う公の施設の使用料の収入減や、指定管理者における利用料金の減が、財政運営上無視できない規模にのぼっており、合わせて対策を講ずること。

- (4) 今後の感染拡大や収束の状況を踏まえ、感染拡大に伴い必要となる

新たな対策や、収束後の地域経済活動の回復に向けた大規模な経済対策など、改めて必要な財政措置を講ずること。

13 地方自治体の事務執行等への配慮

地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策に注力できるよう、当面、国においては、各種照会や調査等、急を要しない事務を地方自治体に要請しないよう配慮するとともに、法令に基づく計画の策定や中間見直し、評価・実績報告等についても可能なものは、休止又は延期するなどの措置を講ずること。

14 感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援

企業等において、感染症を想定したBCPの策定・改善が図られるよう支援を継続すること。

15 各種支援制度に係る特例措置等の恒久化

新型コロナウイルス感染症対策として講じた各種支援制度に係る特例措置等について、今後、同様の事案が生じた際に即座に発動できるよう、制度の見直しを行うこと。

16 防疫体制の整備等

- (1) 「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費については、必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとする防疫業務に的確に対応するには、国の強いリーダーシップによる防疫体制の整備が必要であることから、現在の国の組織を改正し、省庁横断的な対応を可能にすること。

併せて、感染拡大の前段階での迅速な対応を可能とするため、感染症対策に関する専門知識を持つ職員を増強し、国内外の感染症の発生動向を常時監視するとともに、リスクを評価すること。

また、国民に一律の感染症医療を提供するためには、医師、看護師をはじめ、全ての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある。また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

17 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中によるリスクが改めて国民に認識されたところであり、ポスト東京時代を拓くべく、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備を進めた上で、ワーケーション等の新しい働き方の促進を含めた自然と共生する新たなライフスタイルの構築への誘導や中央省庁、企業、大学等の研究機関の地方分散（首都機能の移転を含む）、地方創生につながる視点からの国土強靱化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。